

産業廃棄物処理業許可申請における経理的基礎に係る審査について

1 概要

- ・産業廃棄物処理業許可申請においては、直前3事業年度の貸借対照表、損益計算書、確定申告書等を提出させ、経理的基礎の有無について審査を行っている。
- ・その中で、直前期の自己資本比率、直前期の経常利益金額等、経常利益金額等の3年平均、が全てマイナスの場合は、経理的基礎がないものとして不許可とされる。
- ・令和3年4月16日付けで環境省から、新型コロナウイルスに起因した経営状況の悪化に関して、単に経理上の数値のみでなく、中小企業診断士の診断書等も活用して、より実質的かつ柔軟な判断を行うよう、事務連絡があり、令和3年9月6日に更新許可申請については、特例を設け、基準を改正した。
- ・令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、3年が経過し、感染拡大の影響が反映された決算書類が申請書に添付されることはなくなったことから、特例を廃止する。これに伴い基準の改正を行う。

2 改正内容（行政手続法に基づく審査基準）

（1）改正対象の審査基準

- ・産業廃棄物収集運搬業（積替保管を除く。）の経理的基礎に関する審査基準
- ・産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む。）の経理的基礎に関する審査基準
- ・産業廃棄物処分業の経理的基礎に関する審査基準

（2）内容

- ・各審査基準の以下の内容を削除する。

[産業廃棄物収集運搬業]

第4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項又は第14条の4第1項に規定する許可の更新申請にあっては、当面の間、審査基準第1の第1項各号のいずれにも該当しない者及び審査基準第2の第1項各号のいずれにも該当しない者は、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、その原因が新型コロナウイルス感染拡大の直接的又は間接的な影

響による経営の悪化によること及び今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できることを経理的基礎を有するための基準とする。

[産業廃棄物処分業]

第4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項又は第14条の4第6項に規定する許可の更新申請にあつては、当面の間、審査基準第1の第1項各号のいずれにも該当しない者及び審査基準第2の第1項各号のいずれにも該当しない者は、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、その原因が新型コロナウイルス感染拡大の直接的又は間接的な影響による経営の悪化によること及び今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できることを経理的基礎を有するための基準とする。